

千葉市市税条例の一部を改正する条例、千葉市霊園設置管理条例の一部を改正する条例、千葉市都市公園条例等の一部を改正する条例及び千葉市立中学校設置条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年6月29日

千葉市長 神谷俊一

## 千葉市条例第18号

### 千葉市市税条例の一部を改正する条例

千葉市市税条例（昭和49年千葉市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項ただし書中「所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者」を「所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないもの」に改める。

附則第5条第3項中「4分の3」を「5分の4」に改め、同条第4項中「附則第15条第16項本文」を「附則第15条第15項本文」に改め、同条第5項中「附則第15条第27項第1号」を「附則第15条第26項第1号」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第6項中「附則第15条第27項第2号」を「附則第15条第26項第2号」に、「4分の3」を「12分の7」に改め、同条第7項中「附則第15条第27項第3号」を「附則第15条第26項第3号」に、「2分の1」を「3分の1」に改め、同条第8項中「附則第15条第30項」を「附則第15条第29項」に改め、同条第9項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改め、同条第10項中「附則第15条第35項」を「附則第15条第34項」に改め、同条第11項中「附則第15条第46項」を「附則第15条第43項」に改める。

### 附 則

#### （施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第15条第1項ただし書の改正規定は、令和6年1月1日から施行する。

#### （市民税に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の第15条第1項ただし書の規定は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。）附則第15条第2項第5号に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第27項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

## 千葉市条例第19号

### 千葉市霊園設置管理条例の一部を改正する条例

千葉市霊園設置管理条例（昭和39年千葉市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第3条中「平和公園」を「霊園」に改める。

第4条第1号及び第2号中「平和公園の一般墓地に係る」を削り、同条第3号中「平和公園の一般墓地に係る」を削り、「承認」を「許可」に改め、同条第4号中「平和公園」を「霊園」に改める。

第5条第1項中「市長（平和公園の一般墓地にあつては、指定管理者。次項、第7条本文、第8条第1項及び第2項、第9条第1項、第11条、第14条第1項、第15条第1項、第20条第3項、第21条第2項、第22条第1項、第23条第1項本文並びに第24条において同じ。）」を「指定管理者」に改め、同条第2項中「市長」を「指定管理者」に改める。

第7条本文、第8条、第9条第1項、第11条、第14条第1項及び第15条第1項中「市長」を「指定管理者」に改める。

第16条中「市長は」を「指定管理者は、合葬式墓地において」に改める。

第18条及び第19条第3項中「市長」を「指定管理者」に改める。

第20条第3項中「市長に届け出て」を「指定管理者に申請し」に、「承認」を「許可」に改め、「承継する」の次に「ことができる」を加える。

第21条第2項、第22条第1項、第23条第1項本文及び第24条中「市長」を「指定管理者」に改める。

第32条第4項及び第33条中「平和公園」を「霊園」に改める。

### 附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第32条第4項の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に市長がしたこの条例による改正前の第5条第1項の許可又は第20条第3項の承認でこの条例の施行の際現に効力を有するもののうち、千葉市桜木霊園の施設に係るものは、同日に

においてこの条例による改正後の第3条に規定する指定管理者がしたこの条例による改正後の第5条第1項の許可又は第20条第3項の許可とみなす。

## 千葉市条例第20号

### 千葉市都市公園条例等の一部を改正する条例

#### (千葉市都市公園条例の一部改正)

第1条 千葉市都市公園条例（昭和34年千葉市条例第20号）の一部を次のように改正する。

附則第6項中「限る。）」の次に「並びに千葉公園の総合体育館及び第1駐車場の指定管理者の指定（令和8年3月31日以前を期間の終期とするものに限る。）」を加える。

別表第2千葉公園の項中「体育館」を「総合体育館」に、「午後9時まで」を「午後9時（バスケットコートにあつては、午後5時）まで」に改め、同項に次のように加える。

	第1駐車場	年末年始以外の日	午前8時30分から午後9時30分まで
--	-------	----------	--------------------

別表第3千葉公園の項中「体育館」を「総合体育館」に改め、同項に次のように加える。

	第1駐車場
--	-------

別表第9第5項を次のように改める。

#### 5 体育館

##### (1) 専用使用利用料金

区分	全館	半館
午前9時から 午後1時まで	4,590円	2,290円
午後1時から 午後5時まで	4,590円	2,290円
午後5時から 午後9時まで	9,210円	4,590円
時間外（1時間につき）	2,290円	1,140円

##### (2) 個人使用利用料金

区分	2時間以内	2時間を超えた場合1時間につき
一般	220円	110円
中・高校生	100円	50円
小学生以下	70円	35円

(3) 附属施設利用料金

区分	金額
拡声装置	1時間につき 80円
椅子	1脚につき 10円
コインロッカー	1回につき 10円

別表第9第18項に次の1号を加える。

(3) 千葉公園第1駐車場

区分	金額
普通自動車	1時間につき300円(1日最大700円)
大型自動車	1日2,800円

別表第9に次の1項を加える。

22 総合体育館

(1) 専用使用利用料金

ア メインアリーナ

(ア) 全館使用利用料金

区分	入場料の類を徴収しない場合		入場料の類を徴収する場合
	アマチュアが使用するとき	アマチュア以外が使用するとき	
午前9時から午後1時まで	9,180円	55,080円	220,320円
午後1時から午後5時まで	9,180円	55,080円	220,320円

午後5時から午後9時まで	18,420円	110,160円	440,640円
午前9時から午後9時まで	36,720円	220,320円	881,280円
時間外(1時間につき)	4,580円	27,540円	110,160円

(イ) 半館使用利用料金

区分	アマチュアが使用するとき	アマチュア以外が使用するとき
午前9時から午後1時まで	4,590円	27,540円
午後1時から午後5時まで	4,590円	27,540円
午後5時から午後9時まで	9,210円	55,080円
午前9時から午後9時まで	18,360円	110,160円
時間外(1時間につき)	2,290円	13,770円

イ サブアリーナ

(ア) 全館使用利用料金

区分	アマチュアが使用するとき	アマチュア以外が使用する
----	--------------	--------------



	き	るとき
午前9時から午後1時まで	4,590円	27,540円
午後1時から午後5時まで	4,590円	27,540円
午後5時から午後9時まで	9,210円	55,080円
午前9時から午後9時まで	18,360円	110,160円
時間外(1時間につき)	2,290円	13,770円

(イ) 半館使用利用料金

区分	アマチュアが使用するとき	アマチュア以外が使用するとき
午前9時から午後1時まで	2,290円	13,770円
午後1時から午後5時まで	2,290円	13,770円
午後5時から午後9時まで	4,590円	27,540円
午前9時から午後9時	9,180円	55,080円

まで		
時間外（1時間につき）	1,140円	6,880円

ウ 弓道場

区分		一般	高校生	中学生以下
昼間	2時間以内	1,290円	620円	460円
	午前9時から午後1時まで	2,580円	1,240円	930円
	午後1時から午後5時まで	3,300円	1,560円	1,100円
夜間	2時間以内	2,580円	1,240円	930円
	午後5時から午後9時まで	5,160円	2,480円	1,860円
時間外（1時間につき）		810円	380円	250円

エ 柔道場・剣道場

(ア) 全館使用利用料金

区分		一般	高校生	中学生以下
昼間	2時間以内	1,290円	620円	460円
	午前9時から午後1時まで	2,580円	1,240円	930円
	午後1時から午後5時まで	3,300円	1,560円	1,100円
夜間	2時間以内	2,580円	1,240円	930円

	午後 5 時から午後 9 時まで	5, 160 円	2, 480 円	1, 860 円
時間外 (1 時間につき)		810 円	380 円	250 円

(イ) 半館使用利用料金

区分		一般	高校生	中学生以下
昼間	2 時間以内	640 円	310 円	230 円
	午前 9 時から午後 1 時まで	1, 290 円	620 円	460 円
	午後 1 時から午後 5 時まで	1, 650 円	780 円	550 円
夜間	2 時間以内	1, 290 円	620 円	460 円
	午後 5 時から午後 9 時まで	2, 580 円	1, 240 円	930 円
時間外 (1 時間につき)		400 円	190 円	120 円

オ バスケットコート

区分	一般	中・高校生	小学生以下
午前 9 時から午後 1 時まで	2, 800 円	1, 400 円	930 円
午後 1 時から午後 5 時まで	2, 800 円	1, 400 円	930 円
時間外 (1	1, 050 円	520 円	340 円

時間につき)			
--------	--	--	--

(2) 個人使用利用料金

ア サブアリーナ

区分	2時間以内	2時間を超えた場合1時間につき
一般	220円	110円
中・高校生	100円	50円
小学生以下	70円	35円

イ トレーニング室

区分	2時間以内	2時間を超えた場合1時間につき
一般	220円	110円
中・高校生	100円	50円

ウ 弓道場

区分	2時間以内	2時間を超えた場合1時間につき
一般	220円	110円
高校生	100円	50円
中学生以下	70円	35円

エ 柔道場・剣道場

区分	2時間以内	2時間を超えた場合1時間につき
一般	220円	110円
高校生	100円	50円
中学生以下	70円	35円

(3) 附属施設利用料金

区分	金額
多目的室1・2	1室1時間につき 510円
会議室	4時間につき 2,040円
審判室	4時間につき 2,040円
放送室	4時間につき 2,040円

(4) 附属設備利用料金

区分		金額
空調設備 (冷暖房)	メインアリーナ	1時間につき 2,640円
	サブアリーナ	1時間につき 1,320円
拡声装置	入場料の類を徴収しない場合	アマチュアが使用する とき 1時間につき 80円
	入場料の類を徴収する場合	アマチュア以外が使用する とき 1時間につき 170円
	入場料の類を徴収する場合	1時間につき 260円
椅子		1脚につき 10円
コインロッカー		1回につき 20円

(千葉県コミュニティセンター設置管理条例の一部改正)

第2条 千葉県コミュニティセンター設置管理条例(昭和54年千葉市条例第5号)の一部を次のように改正する。

別表第1 千葉県中央コミュニティセンターの項中「図書室 体育館 柔道場 剣道場」を「図書室」に改める。

別表第2 第2項中「柔道場・剣道場・」を削る。

(千葉県スポーツ施設設置管理条例の一部改正)

第3条 千葉県スポーツ施設設置管理条例(平成3年千葉市条例第23号)の一部を次のように改正する。

第1条の表 千葉県武道館の項を削る。

別表第1 千葉県武道館の項を削る。

別表第2 第9項中「柔道場・剣道場・弓道場・」を削り、同項第2号の表 柔道場の項、剣道場の項及び弓道場の項を削る。

附 則

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

- 2 第1条の規定による改正後の千葉市都市公園条例附則第6項前段の規定による千葉公園の総合体育館及び第1駐車場の指定管理者の指定の手續は、この条例の施行の日前においても行うことができる。
- 3 この条例の施行の日前の千葉公園体育館、千葉市中央コミュニティセンターの体育館、柔道場及び剣道場並びに千葉市武道館の使用に係る利用料金の支払及び返還については、なお従前の例による。

千葉県条例第21号

千葉県立中学校設置条例等の一部を改正する条例

(千葉県立中学校設置条例の一部改正)

第1条 千葉県立中学校設置条例(昭和39年千葉県条例第16号)の一部を次のように改正する。

第2条の次に次の1条を加える。

(分校)

第3条 次表左欄に掲げる中学校に同表中欄に掲げる分校を置き、その位置は、同表右欄に掲げるとおりとする。

中学校	分校の名称	分校の位置
千葉県立真砂中学校	かがやき分校	千葉県美浜区真砂5丁目18番1号

(千葉県職員の特殊勤務手当支給条例の一部改正)

第2条 千葉県職員の特殊勤務手当支給条例(昭和37年千葉県条例第24号)の一部を次のように改正する。

第2条中第27号を第28号とし、第21号から第26号までを1号ずつ繰り下げ、第20号の次に次の1号を加える。

(21) 夜間において授業を行う学級を担当する職員の特殊勤務手当  
第11条の2の次に次の1条を加える。

(夜間において授業を行う学級を担当する職員の特殊勤務手当)

第11条の3 夜間において授業を行う学級を担当する職員の特殊勤務手当は、夜間において授業を行う中学校に勤務する千葉県職員の給与に関する条例別表第2の給料表(以下「教育職給料表」という。)の適用を受ける職員のうち、夜間において授業を行う学級を本務として担当するものが、夜間における授業等に従事したときに支給する。

別表第2中第27項を第28項とし、第21項から第26項までを1項ずつ繰り下げ、第20項の次に次の1項を加える。

(21) 夜間において授業を行う学級	夜間において授業を行う学級の担当	その属する職務の級が教育職給料表の2級で
--------------------	------------------	----------------------

<p>を担当する職員 の特殊勤務手当</p>	<p>業務</p>	<p>ある者（千葉市一般職 の任期付職員の採用に 関する条例（平成17 年千葉市条例第3号） 第2条第1項の規定に より任期を定めて採用 された職員（以下「特 定任期付職員」とい う。）を除く。） 日 額 1,500円（再 任用職員にあっては、 1,000円） その属する職務の級が 教育職給料表の1級、 4級又は5級である者 （特定任期付職員を除 く。） 日額 1, 200円 その他規則で定める者 日額 1,500円 を超えない範囲内にお いて規則で定める額</p>
----------------------------	-----------	---

（千葉市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例の一部改正）

第3条 千葉市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例（平成29年千葉市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第3条中「後期課程」の次に「並びに夜間において授業を行う中学校のうち規則で定めるもの」を加える。

（千葉市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例の一部改正）

第4条 千葉市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例（令



和元年千葉県条例第30号)の一部を次のように改正する。

第12条中「常勤職員の例」の次に「(千葉県職員の特殊勤務手当支給条例(昭和37年千葉県条例第24号)第2条第21号の特殊勤務手当は、その属する職務の級が給与条例別表第2の給料表の1級である職員(特定任期付職員を除く。)の例)」を加える。

#### 附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。